

(別紙 4 - 2) 生活援助従事者研修関係

科目免除の取扱い

1 次の研修課程を修了している者は、生活援助従事者研修において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成 24 年 3 月 28 日付け老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）別添 7 で示す研修課程の一部を免除することができる。

- (1) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
- (2) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）
- (3) 訪問介護に関する三級課程（介護保険法施行規則第 22 条の 23）

2 以下の施設において、受講申込み時点で 1 年以上の介護職員としての実務経験を有する者については、長野県生活援助従事者研修カリキュラム（別表第 2 - 2）中「①講義・演習」の「職務の理解」（2 時間）を免除することができる。実務経験の換算方法は、通算 365 日以上あり、かつ従事日数が 180 日以上である場合に、1 年以上の実務経験がある者に該当するものとする。なお、勤務形態（常勤・非常勤の別）及び 1 日の勤務時間数は問わない。

(1) 介護保険法による施設・事業所

- ア 介護老人福祉施設
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設
- エ 訪問介護
- オ 訪問入浴介護
- カ 通所介護
- キ 通所リハビリテーション
- ク 短期入所生活介護
- ケ 短期入所療養介護
- コ 特定施設入居者生活介護
- サ 夜間対応型訪問介護
- シ 認知症対応型通所介護
- ス 小規模多機能型居宅介護
- セ 複合型サービス
- ソ 認知症対応型共同生活介護

- タ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- チ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ツ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(法律第123号)による施設・事業所
 - ア 障害者支援施設(施設入所支援)
 - イ 生活介護
 - ウ 療養介護
 - エ 居宅介護
 - オ 短期入所
 - カ 共同生活援助
- (3) その他法律による施設・事業所
 - ア 児童福祉法による医療型・福祉型障害児入所施設

3 免除の手続等

- (1) 前項1に該当し、研修の一部免除を受けようとする者は、事業者に対して、科目免除願(参考12-2)及び免除資格を証明する書類(修了証)の写しを提出すること。
- (2) 前項2に該当し、研修の一部免除を受けようとする者は、事業者に対して、科目免除願(参考12-2)及び介護業務従事証明書(参考13)を提出すること。
- (3) 事業者は、免除該当者がいる場合には、上記(1)及び(2)に規定する証明書類等を受領、確認の上、免除の取扱いをし、証明書類の写しを長野県介護員養成研修実績報告書(指定要綱様式第7号)又は長野県介護員養成研修実績報告書(補講者分)(指定要綱様式第8号)に添付して提出すること。